

第 65 回信託研究会 議事要録

日時：2023 年 5 月 27 日（土）10 時～12 時

場所：金沢星稜大学 大屋研究室（Zoom 併用）

出席者：黒田、高橋、大屋（議事録作成者）。以下、敬称略

◆検討事項

1. アメリカの寄付年金制度について

今井さんのまとめた原稿をもとに、アメリカの寄付年金制度の内容から、どのような事項が検討対象となるのかについて議論した。

その結果、以下のような疑問が生じた。

- ・寄付者の定義 法人は可能か？
- ・慈善団体とは？具体的な事業体は？寄付先は公益性社会団体でないといけないのか？認定団体？慈善性の確認方法？適格組織。
- ・信託を使うのか？また使っているのであれば信託を使うのはなぜか？
- ・イメージとしては、1000 万円を寄付すると、500 万円以下の部分があとで年金として受領することができ、500 万円は寄付金控除を受けるだけ？
- ・受給者を配偶者にしておけば、贈与税が避けられる？そもそも配偶者は贈与税がかからない（？）のになぜこのような制度を使うのか？
- ・寄付金控除制度の内容
- ・社団の性質
- ・寄付財産の種類、行為
- ・寄付金控除時期（申告年度）

特に、当該寄附金制度は税金の負担が軽減されるという制度とは考えられなかったことから、制度を利用する意義、効果、メリットのようなものがどこに存するのか理解できなかった。

2. 次回までの検討内容

上記 1. のアメリカ寄付年金制度の利用の理由やメリットが存在するのであれば、他の国（日本、中国、台湾、韓国等）でも有効である可能性があることから、制度面等から採用であるかどうか検討してみる。また、すでに他国で類似の制度があるのか調べてみる。

次回は、2023 年 6 月 17 日（土）10 時より金沢星稜大学大屋研究室

ホームページ：<http://shintaku-k.opal.ne.jp/>